

小山工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規程

制 定 平成 11 年 4 月 1 日

最終改正 平成 31 年 3 月 6 日

(目的)

第 1 条 この規程は、小山工業高等専門学校学則（昭和 40 年 4 月 1 日制定）第 46 条第 2 項の規定に基づき、小山工業高等専門学校専攻科における授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定について定めることを目的とする。

(授業)

第 2 条 専攻科の授業は、1 単位時間を標準 50 分とする。

2 授業は講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(単位)

第 3 条 各授業科目の 1 単位あたりの学修時間は、45 単位時間を標準とするが、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、次の各号により単位数を計算するものとする。

- 一 講義については、15 単位時間の授業をもって 1 単位とする。
- 二 演習については、30 単位時間の授業をもって 1 単位とする。
- 三 実験及び実習については、45 単位時間の授業をもって 1 単位とする。

(履修方法)

第 4 条 授業科目の受講に当たっては、各学期の始めに各科目毎の受講届を提出しなければならない。

(大学等における授業科目の履修)

第 5 条 大学等で開設されている授業科目を履修した者が、当該科目の単位（以下「学外単位」という。）の認定を受けようとするときは、成績証明書等、単位の修得を証明する書類を添えて期限までに校長に申請するものとする。学外単位は、4 単位を限度として、専攻科における授業科目を修得したものとみなすことができる。

(成績の評価)

第 6 条 学業成績は、授業科目毎に評価する。

2 成績の評価は、試験の成績及び平素の成績等を総合して、100 点法により評価する。

3 特別研究及び実務研修の成績は、合否で評価する。

4 各科目とも欠課時数が授業時間数の 3 分の 1 を超えるものに対しては、評価は行わない。

第 7 条 各授業科目の成績は、評価を次のとおり区分し、評語で表す。

評 語	評 価
S	90 点以上
A	80 点以上 90 点未満
B	70 点以上 80 点未満
C	60 点以上 70 点未満
D	60 点未満

(単位の認定)

第8条 前条の規定に基づき、S、A、B及びCに評価された授業科目については、当該単位数を認定する。

- 2 学業成績を学外に通知する場合は、修得科目のみ単位数及び評語で通知する。
- 3 単位が認定されなかった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。
- 4 本科4年及び5年における開講科目について、科目担当教員の許可を受けて履修することができる。ただし、当該認定単位数は専攻科修了要件のための修得単位数には含まない。しかし、技術者教育プログラム中の授業時間数として認めることができる。
- 5 特例適用専攻科の修得科目として必要な場合は、本科4年及び5年における開講科目について、科目担当教員の許可を受けて履修することができる。当該認定単位数は、特例認定専攻科の修得単位として認めることができる。ただし、当該認定単位数は専攻科修了要件のための修得単位数には含まないものとする。
- 6 前項3、4及び5により再履修する場合も、第4条に規定する手続を行うものとする。

(試験)

第9条 定期試験は、各学期末に実施する。なお、平素の成績で評価し得る授業科目については、定期試験を実施しないことがある。

- 2 定期試験に病気（医師の診断書がある場合に限る。）、忌引、その他やむを得ない理由により試験を受けられなかった者については、本人の願い出により校長が許可した場合、追試験を受けることができる。
- 3 正当の理由がなく試験を受けなかった者又は懲戒処分のため試験を受けなかった者の当該試験の成績は0点とする。
- 4 試験中不正行為を行った者は、当該試験期間中における全科目の試験成績を0点とする。

(修了の認定)

第10条 修了の認定は、所定の単位を修得し、かつ、本校の複合工学系技術者教育プログラムに必要とされる単位を満たした者に対して、小山工業高等専門学校判定会議の議を経て、校長が行う。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 18 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。